

平成 28 年 6 月 1 日

技術管理課長

コンクリート打設方法について（通知）

コンクリート構造物は、ひび割れを防止するため 10 m 程度の間隔で収縮目地を設けており、コンクリート打設に際しては、原則、止型枠を設置し目地材の挟み打ちを禁止していません。

ただし、下記を満足する場合は、止型枠の設置を省略したコンクリートの打設を認めますので、受注者及び所属職員に周知をしてください。

記

- 1 止型枠を永久埋設型枠に変更した場合。
ただし、永久埋設型枠の使用を予定している受注者は、あらかじめ承諾願を監督職員に提出し承諾を得ること。
- 2 小型構造物(構造物の高さ 0.5m 程度、かつ、コンクリート断面積が 0.3 m²以下)の場合。
ただし、コンクリート打設時の目地材の変状を防止する措置が、確認できる写真を撮影しておくこと。
- 3 上記 1 或いは 2 の条件を満足する場合、目地材を挟んで隣接するブロックのコンクリートを同時に打設しても良い。ただし、型枠脱型後、出来形寸法が確認できなくなる部分は、型枠組立後に寸法が確認できる写真を必ず撮影しておくこと。
- 4 通知日からの適用とする。